

令和5年4月21日(金)

学校人事課給与係

担当 立見、金子

内線 4600

群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する 規則の概要

1. 改正の概要

令和4年人事委員会勧告及び報告に基づく給与改定等に伴い、所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 群馬県公立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正

人事委員会勧告に基づく給与改定に伴い、令和5年6月期以降の勤勉手当の成績率を改正する。また、学校の統廃合に伴い、へき地学校級別指定区分表を改める。

(2) 平成18年改正規則の一部改正

経過措置として規定した令和5年6月期以降の勤勉手当の成績率の上限を改める。

(3) 令和4年改正規則の一部改正

定年引き上げに伴い、職員の給料月額が異動することとなった場合に、当該職員に対して通知を行うための規定を設ける。また、その他文言修正を行う。

3. 施行期日

(1) 及び (2) : 令和5年4月1日

(3) : 令和5年3月31日